



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

5
2019

トピックス 事業場における労働者の健康情報等の取扱規程

働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正に基づいて、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が策定され、本年（2019 年）4 月 1 日から適用されています。

その適用開始にあわせて、指針の中で、各企業に対して策定が求められている取扱規程について、策定の手引きが公表されていますので、そのポイントを紹介します。



.....【前提】労働安全衛生法に、次のような規定が新設されました(同法 104 条).....

- 事業者は、労働安全衛生法等の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

事業者がこの規定に基づく措置を適切かつ有効に実施できるように、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が策定されました。その指針の中で、各事業者に「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程」を策定することを求めています。

★健康情報の具体的な内容は、健康診断の結果、健康診断後の措置の内容、長時間労働の医師の面接指導・保健指導の内容や、労働者から任意に提供された病歴や健康診断の結果やその他の健康に関する情報です。同時に「要配慮個人情報」に該当し、取り扱いには注意が必要です。

健康情報等の取扱規程の策定は、「指針」に基づくものであり、法的な拘束力はありませんが、厚生労働大臣は、この「指針」に関し、事業者に対して必要な指導等を行うことができるとされています。策定をお考えであれば、気軽にお声掛けください。手引きに沿ったアドバイスをさせていただきます。

トピックス 子ども・子育て拠出金率の引き上げ

子ども・子育て拠出金率（平成 31 年 4 月 1 日から適用） …0.34%

[参考]平成 30 年 4 月分～平成 31 年月分までの期間は 0.29%

※子ども子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

本年 4 月分（5 月納付分）以降の納付額を計算する際、率の変更に注意しましょう。



本年(2019年)4月からの雇用保険二事業の助成金の見直し

本年(2019)年4月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われています。全体像を紹介します。

2019年度予算の成立に伴い、次の助成金について

……………新たなコースの新設、コースの整理統合、支給額の見直しなどが行われました……………

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 労働移動支援助成金 | ⑧ キャリアアップ助成金 |
| ② 65歳超雇用推進助成金 | ⑨ 障害者雇用安定助成金 |
| ③ 特定求職者雇用開発助成金 | ⑩ 生涯現役起業支援助成金 |
| ④ トライアル雇用助成金 | ⑪ 人材開発支援助成金 |
| ⑤ 中途採用等支援助成金 | ⑫ 地域雇用開発助成金 |
| ⑥ 両立支援等助成金 | ⑬ 通年雇用助成金 |
| ⑦ 人材確保等支援助成金 | |

※たとえば、⑦の「人材確保等支援助成金」の一つとして、「働き方改革支援コース」が新設されています。
その概要は、次のとおりです。

時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コースに限る。）の支給を受けた中小企業事業主が、雇用管理改善のための計画を策定し、新たに労働者を雇い入れ、および人員配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に取り組んだ場合に助成

助成額⇒雇い入れた労働者1人当たり60万円（短時間労働者の場合は、40万円）

⑩10人分が上限。

⑫生産性要件を満たした場合、雇い入れた労働者1人当たり15万円（短時間労働者の場合は、10万円）を追加。

……………また、今回の改正で、助成金の不正受給対策の強化も図られました……………

●**不支給期間の延長等の改定**……………不正受給を行っていた事業主等に、助成金を支給しない期間
「過去3年以内」→「過去5年以内」

●**返還命令等の規定の新設**……………不正受給を行った事業主等に対し、都道府県労働局長は、その全部または一部を返還することを命ずることができるほか、その返還を命ずる額の2割に相当する額以下の金額の納付を命ずることもできる。

●**事業主名等の公表の規定の新設**……………都道府県労働局長が、助成金の不正受給をした事業主等の氏名等を公表できる。



★助成金に関する改正の全体像を紹介させていただきました。不正受給対策の強化も実施されますので、確実に要件を満たした上で申請する必要がありますね。

活用したい助成金があれば、ご案内いたしますので、お声かけください。

お仕事
カレンダー
5月



5/10

● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/15

● 障害者雇用納付金の申告と納付期限

5/31

● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
● 自動車税、軽自動車税の納付（指定日まで）

スタッフアンケート

今月のお題は、「一番好きな「丼物」は何ですか？」です。久しぶりの軽いお題ですが、さて、みんな何が好きでしょうか？

木村：「うな丼」最近、普段食べられない、手の届かない存在になりました。それだけに、憧れが強く。。。

五味：「かつ丼」子供の時から定番だったので。

池上：「ねぎとろ丼」食べ放題は惨敗でした。適量が大事ですね。

渡辺：「かつ丼」

武井：「とろとろ玉子の親子丼」

濱：「かつ丼」お肉を食べてる感があるので。

高野：「いくら丼」いくら丼が1番好きです！いくらが大好きなので！

両角：産休中

小坂：「かつ丼」

宮坂：「うな丼」

◆あともがき◆

今月のスタッフアンケートの結果に驚いています。年配2人は、うな丼。あとは嗜好にとっても偏りがあります。みんな肉が好きなんですね。。。

さて、5月になり、労働基準法改正後2か月が経とうとしています。年次有給休暇取得義務化はみなさんどのように対応されているのでしょうか。個人個人が自ら5日を取得すれば義務は果たせるので、それが会社にとっては、事務処理上又は管理上楽かもしれませんね。一方、時季指定や計画付与をすれば、会社の休んでもらいたい時季に指定ができる、という面で業務上の段取りなどはしやすいかもしれません。

会社ごと風土やカラーも違うのでこれがベストというのは言えませんが、最初の2〜3年くらいは試行錯誤して自社のベストを見つけ出してみたらいかがでしょうか。

そうこうしているうちに、来年4月には時間外労働上限規制が施行となります。こちらは、現状、時間外・休日労働が多い会社は、労働時間の集計管理がとても煩雑になることが予想されます。今のうちから制度をよく知っておくことが必要です。

そして、翌年度には「同一労働同一賃金」です。政府としては最終ここにもっていきたくて、様々な法改正を前段階として施行していくのでは、と思うくらい個人的には重い重い重い内容だと思います。

もう既にどんどん同一労働同一賃金について判例（一審、二審ですが）が出てきています。会社の対応次第では、賃金の問題なので、その時だけでなく将来的にずっとずっと影響を及ぼすこともあり得ます。

少しでも会社のリスクを減らし、早めに手を打つことで安心して本業に向かえるようになり、どんどん業績が伸ばせるように、ぜひ今回のセミナーをはじめとした、諏訪労務管理センターのセミナーを受講して対策を講じていきましょう。

セミナー情報

令和元年5月27日（月）14:00～16:30 くらい

税理士法人三澤会計 3階 セミナールーム

第1部「働き方改革関連法最新Q&A解説と同一賃金同一賃金」

第2部「働き方改革対応の鍵は人事評価制度にあり」

無料です。（こちらは、終了しました）

※もしかしたら、6月か7月にも開催するかも、です。。。

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

デコイチ
— D51 —



過日、2才の男孫を

諏訪湖畔公園に連れていて遊ばせた
時のことです。

広い芝生を走り回ったり 羊の口に草を
入れて かまれた イタイ イタイとふざけて
いた。隅の方にある D51 のところにつ
つれていいたら ぼしこを自分でめぼり
とても喜んで 両りちのハンドルを動かしたり
窓をあけたりして、いつまでも 帰らない。

まだ言葉も (おきり) しゃべらない孫に
「ばあちゃんか 子とていねにはね、この汽車
はね、ここに青い服着た おじちゃんかいて
シャベルで この穴に 石炭を よいよよい
ってくべてたんだよ。それで火が
ポーンポーン 燃えて 大きな釜で お湯わかしてね
ツムツム ポーンと 蒸気で 汽車走った
んだよ」 と 言ったら

「せきたん いれて せきたん いれて!!」
と言った。

あれー 私の言ったことが わかったのだナ
と 小さくても 話せば わかる もんなの
か と思ったものでした。

まだしゃべらない子どもでも ちゃんと
大人の言う事を聞いていたんだす。

それからしゃべるように なった男孫
ですが 教えたわけでもないのに
タイミングよく あれあれ〜 とか

よかったよかった ぽと 言うように
なった。

下に妹が うまれて 風呂上りに
オムツをして ないのを見て 何か
言っている。納得 いかない顔を
している。

あれー、自分と ちよと ちかう
ことに 気づいたのかナ ?